

愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会（仮称）について

1 法人種類・設立時期

- 愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会（仮称）の法人種類及び設立時期は次のとおりとする。

法人種類	・ 一般財団法人として設立する ・ 設立から 1 年以内に公益財団法人へ移行する
設立時期	・ 平成 31 年 5 月以降とする

2 協議事項等

- 設立準備委員会は、組織委員会の基本事項のうち次の事項について協議する。
- ・ 定款骨子（名称、主たる事務所の所在地、目的、事業年度、拠出財産の価格・出資割合、参画団体、公告方法等）
 - ・ 事業計画、収支計画等
- 協議事項は、規約第 12 条の規定により設置する幹事会において検討を進め、第 2 回会議において組織委員会の方針を決定する。